

狛江市居住支援協議会会則

(名称)

第 1 条 本会は、狛江市居住支援協議会（以下「本会」という。）という。

(目的)

第 2 条 本会は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 19 年法律第 112 号）に基づき、低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子どもを育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者（以下「住宅確保要配慮者」という。）に対する賃貸住宅の供給の促進に関し住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援その他の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し必要な措置について協議することにより、狛江市における住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって市民生活の安定向上と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(活動)

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援に関すること。
- (2) 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び居住の安定方策に関すること。
- (3) 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する啓発活動等住宅市場の環境整備に関すること。
- (4) その他目的達成のために必要な事業

(会員)

第 4 条 本会の会員は、別表のとおりとする。

(事務局)

第 5 条 本会の事務局は、狛江市役所内に置く。

(総会)

第 6 条 総会は、本会の最高議決機関であって、毎年 1 回、定期総会を開催するほか会長が必要と認める場合又は会員の 3 分の 1 以上の請求があった場合には、その都度臨時総会を開催する。

2 総会は、次の事項を評議議決する。

- (1) 本会の事業計画及び予算に関すること。
- (2) 本会の事業報告及び決算を承認すること。
- (3) 会則の制定及び改廃に関すること。
- (4) その他本会に関する基本的事項及び重要事項を決定すること。

3 総会は、会員の過半数の出席により成立し、総会の議事は、出席者の過半数によっ

て決する。

- 4 総会に出席できない会員は、その権限の行使を他の会員に委任することができる。  
この場合において、受任者の特定がないときは会長に委任したものとみなす。

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 理事 7名
- (4) 監事 2名

2 役員は、本会の会員のうちから総会で選任する。

3 会長及び副会長は、部会の役員を兼務できる。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括し、総会を招集して議長となる。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- (3) 監事は、本会の会計監査の事務を担当する。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は、2年とする。ただし、補欠の役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

2 役員は再任されることができる。

(理事会)

第10条 理事会は、理事をもって組織する。

2 理事会は、次の事項について決定する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関すること。
- (2) 総会に付議すべき事項に関すること。
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関すること。

3 理事会長は、理事のうちから理事会で選任する。

4 理事会長は、理事会を代表し、会務を総括し、理事会を招集して議長となる。

5 理事会長は、必要があると認めるときは、理事以外の者の出席を求めることができる。

6 理事会は、理事の過半数の出席により成立し、理事会の議事は、出席者の過半数によって決する。

(部会)

第11条 会長は、必要と認めるときは、部会を設置することができる。

2 部会長及び部会員は、会長が指名する。

3 部会長は、部会を代表し、会務を総括し、部会を招集して議長となる。

- 4 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者の出席を求めることができる。
- 5 部会は、部会員の過半数の出席により成立し、部会の議事は、出席者の過半数によって決する。
- 6 部会に出席できない部会員は、その権限の行使を他の部会員に委任することができる。この場合において、受任者の特定がないときは部会長に委任したものとみなす。  
(経費)

第12条 本会の経費は、補助金、交付金、寄附金その他の収入をもって充てる。  
(会計年度)

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。  
(会計及び資産帳簿の整備)

第14条 本会は、会の収入、支出及び資産を明らかにするため、会計及び資産に関する帳簿を整備する。

- 2 会員が帳簿の閲覧を請求したときは、正当な理由がない限り、帳簿を閲覧させなければならない。  
(監査と報告)

第15条 監事は、会計年度終了後に会計監査を行い、総会に報告する。  
(秘密の厳守)

第16条 会員は、第3条の事業の実施において知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。  
(雑則)

第17条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、総会で定める。

付 則

この会則は、令和元年5月21日から施行する。

別表（第4条関係）

選 出 区 分	会 員
学識経験者	社会福祉関係学識経験者 住宅問題・住宅供給関係学識経験者
不動産関係団体	公益社団法人 東京都宅地建物取引業協会調布狛江支部 公益社団法人 全日本不動産協会東京都本部多摩東支部 公益財団法人 日本賃貸住宅管理協会東京都支部 東京都住宅供給公社（J K K） 独立行政法人 都市再生機構（U R 都市機構）

居住支援団体	狛江市地域包括支援センター代表 狛江市社会福祉協議会 狛江市民生委員・児童委員協議会 狛江市町会・自治会連合会 NPO法人 日本地主家主協会
市職員	地域福祉課長 福祉相談課長 高齢障がい課長 子育て支援課長 まちづくり推進課長

当面のスケジュール

年度		平成31年度												
月		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
総会	総会		設立											
	理事会		第1			第2							第3	
事業	住まい探しの相談窓口 (月1回2枠)	市実施	→											
		協議会実施		委託契約	→									
	周知(広報こまえ、HP掲載、パンフレット配布)			広報こまえ掲載										
					パンフ作成						パンフ配布			
	新たな居住支援サービスの調査・検討				→									
居住支援講演会			内容検討						実施					
次年度事業計画(案)・予算(案)			協議			協議							協議	
事務	協議会												実績報告	
	補助金	市(狛江市居住支援協議会運営費補助金)		申請	市要綱公布	請求	交付決定	支払					確定	実績報告
		東京都(生活支援付住まい確保事業補助金)		申請	交付決定	請求	支払						確定	実績報告

※財源が必要な事業について、市の補助金を財源とするため、この時点で決定する必要がある。